

5 陳情 第 35 号	神宮外苑の再開発事業者に対し樹木の伐採の中止と移植計画の再考を求める陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和5年10月2日受理、令和5年10月6日付託
陳情者	新宿区余丁町_____

	世話人 _____

(要 旨)

区議会として、緊急に以下の事を区に求めていただきたい。

- 一、「イコモス」本部が発出した「ヘリテージ・アラート」に応えるべく、神宮外苑再開発業者に与えた伐採許可のうち、その2回目のもを一時保留し、関係する組織・機関と同警告への対応を協議する間、事業者に早急な木竹の伐採・移植を行わないよう指導すること。
- 一、再開発業者が用意しつつある樹木の移植計画は、十分な情報公開がなされていないため、樹木の保全に十分な検討がなされた移植計画が示されるまでは、移植申請には慎重な判断をおこなうこと

(理 由)

東京都のまちづくり指針（正式名称に）に沿った神宮外苑地区再開発事業によって外苑の景観、自然環境が損なわれる危険が専門家により指摘され、市民からの懸念の声も多く上がるようになってから、すでに1年以上経過している。その間、事業者は限られた住民に向けては説明会を行なっているにもかかわらず、説得力のある説明は得られず、また説明会の存在すら知らされていない住民もあって、市民の疑念は深まるばかりとなっている。

そんな中、去る9月7日、パリに本部を置く「イコモス（国際記念物遺跡会議）」からこの再開発計画に関して「ヘリテージ・アラート」、すなわち危機的な状況に置かれたと判断される文化遺産に対して、その保存や解決策促進のため警告が出された。それによると、「市民によって作られた神宮外苑は、世界の都市公園の歴史において、類を見ない卓越した文化遺産だ」とし、その都市型公園としての役割に関しては、「人々の憩いの場であり、豊かな生物多様性を維持し、ヒートアイランド現象を和らげ、大規模地震などの自然災害時の避難所としての役割も果たす」と説明している。そのうえで、「世界的に有名な公園である神宮外苑で3,000本もの樹木が伐採され、市民との協議なしに高層ビルが建てられようとしている」ことで、「世界の他の公園にはない歴史を持つ神宮外苑が、都市再開発によって差し迫った脅威にさらされている」と、今回の

アラートを発出し、事業者や東京都などに対して計画を見直すよう求めている。このアラートは、事業者・明治神宮・関連地方自治体・東京都・国のそれぞれに対して出されているため、当然、吉住健一新宿区長にもひやま真一新宿区議会議長の下にも届けられている。そこに見える、新宿区の風致地区における樹木伐採で、100年にわたり育まれてきた森は完膚なきまでに破壊されるという指摘をどのように受け取っているのか。

新宿区議会としては、このような緊急の警告に真摯に対応する姿勢を見せなければならぬ。そのためには、アラートが届けられた上記の宛先、特に去る9月8日に伐採許可を与えた明治神宮とは至急対応を協議すべきであり、その解決策が示せるまでは、許可された樹木伐採のうち、2回目以降のものを保留し、改めて計画全体を見直すべきかと考える。

また、今後提出が予定される樹木の移植計画についても慎重かつ徹底した再検討が必要である。9月12日に東京都から出された「神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について」という要請文書では、令和5年1月20日に公示された環境影響評価書に基づき、「ラグビー場の詳細な形状については、今後、新ラグビー場設計者に対して、既存樹木の保全等に留意したデザインなどについて、引き続き検討することを要請する。今後、改めて既存樹木について設計、施工の両面からの工夫により、保存または移植を検討する」とされ、続けて「環境影響評価書で事業者から示された既存樹木の保全等の検討結果は未だ示されていない」と書かれている。したがって、新宿区としても「既存樹木の保全等の検討結果」を確認してから移植を認めるべきであることは明白である。

そこで、まずは、新ラグビー場敷地の既存樹木の伐採が着手される段階以前に、環境影響評価書で示された検討を行った結果として、樹木の保全にどう取り組むのか、具体的な見直し案を示すように事業者に指示していただきたい。現況のように必要な情報へのアクセスが不備なままで移植や伐採が進められることは、新宿区民として許容できるものではない。そのため、具体的な「保全等の検討結果」が示され、区として確認し、区民にも公開されるまでは、今後一切の移植許可を出さないこと、さらにはすでに許可された第二球場周辺の移植についても徹底的に見直して再検討すること、この両件を要望するものである。